

補助金の交付を受けたみなさまへ

- 補助金の交付を受けたレジ・システム等を使わなくなり廃棄などの処分や売却される際は、購入時の金額や使った年数によっては、事前に手続きが必要な場合があります。
- 事前に手続きが必要なレジ・システム等について、2ページ目にまとめましたので、当てはまる場合は、[軽減税率対策補助金事務局（中小機構03-5470-1186）](tel:03-5470-1186)までご連絡ください。※ご連絡の際は、3ページ目をご確認の上、お電話ください。（処分や売却の方法により、補助金の一部を返納いただくことがあります。）

※当てはまらない場合は手続きは不要ですので、連絡は必要ありません。

連絡 **不要**

単価50万円 **未**満
のレジ等



（請求書管理システム等も含む）

タブレット等
(取得から2年 **以上**)



連絡 **必要**

単価50万円 **以上**
のレジ等



（請求書管理システム等も含む）

タブレット等
(取得から2年 **未**満)



事前に手続きが必要なレジ・システム等について

購入時の金額と使った年数が次の1. 2. のどちらかに当てはまる場合、事前に手続きが必要です。処分や売却の方法により補助金の一部を返納いただくことがあります。

※当てはまらない場合は、手続きは不要です。連絡は必要ありません。

1. 50万円以上のレジやシステム等で、使い始めて5年経っていないもの

＜「50万円以上のレジやシステム等」とは＞

- 50万円以上のレジやシステムが対象となります。
※レジやシステムの費用の内訳が不明の場合は、販売店等がご存じの場合があります。
※キャッシュドロー・バーコードリーダー等の付属機器は、レジやシステム等の費用には含みません。
- 付属機器が単体で50万円以上の場合は、その付属機器が対象となります。

＜「使い始めて5年」とは＞

- 減価償却資産の耐用年数等の期間です。
(例：その他の電子計算機の法定耐用年数5年、
ソフトウェアの法定耐用年数は5年、
パーソナルコンピュータの法定耐用年数は4年)



2. タブレット等で、使い始めて2年経っていないもの

＜「タブレット等」とは＞

- タブレット、PC又はスマートフォンが対象となります。
(例：A3型で申請したタブレット型PCやA4型でPOSレジとして申請したPC)
※購入時の金額にかかわらず、軽減税率対策補助金事務局への連絡が必要です。

＜「使い始めて2年」とは＞

- タブレット等の場合は、一律2年です。



ご連絡される際には

お電話の際は、交付状況確認のため、次の事項をお伺いいたしますので、あらかじめご準備いただけますと幸いです。

1 申請者情報※わかる範囲で構いません。

- ①申請者の会社名・屋号・代表者名
- ②申請書に記載した電話番号、住所
- ③申請された店舗名（レジ設置店舗名）

2 今回、レジ・システム等を使わなくなる理由

(例) 故障、閉店等

3 レジ・システム等の処分方法

(例) 売却、廃棄、保管等

※いただいた内容をもとに、交付状況を確認し、折り返しご連絡させていただきます。

<お問い合わせ先>

軽減税率対策補助金事務局（中小機構）
電話番号：03-5470-1186
（受付時間：平日10:00～17:00）

（ご参考）財産処分手続きの流れ

手続きの主な流れは、次の通りです。

STEP 1 軽減税率対策補助金事務局（中小機構：03-5470-1186）へ連絡



STEP 2 取得財産等処分承認申請書と取得財産等管理台帳の写しを事務局に提出
※軽減税率対策補助金事務局（中小機構）より処分承認通知書を送付します



STEP 3 承認内容に従い、取得財産等（レジ・システム等）を処分



STEP 4 取得財産等処分報告書を提出
※報告書の提出後に軽減税率対策補助金事務局（中小機構）から返納額通知書を送付します



STEP 5 返納額通知書受領後、記載内容に従いご返納をお願いします

＜取得財産等処分承認申請書等の様式は、ご連絡いただいた際にご案内します。＞